

令和 6 年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省 R6 - (10))

施策名	目標 3-4 土壤環境の保全	担当部局名 水・大気環境局 環境管理課 環境汚染対策室			
施策の概要	○市街地等土壤汚染対策については、土壤汚染による人の健康被害の防止のために、土壤汚染対策法に基づき、土壤汚染による環境リスクの適切な管理を推進する。 ○ダイオキシン類については、ダイオキシン類土壤汚染対策地域において対策事業を実施する。 ○土壤汚染対策法の目的の対象となっていない生活環境、農作物を含めた植物、生態系の保全について、実態把握を進め、土壤汚染対策での対応について検討する。	政策評価実施予定期 令和 7年 8月	政策評価実施時期 3. 大気・水・土壤環境等の保全		
達成すべき目標	土壤汚染による環境リスクを適切に管理し、土壤環境を保全する。	政策体系上の位置付け			
施策に関する内閣の重要な政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>第六次環境基本計画(令和6年5月21日閣議決定) 第2部環境政策の具体的な展開 第3章重点戦略を支える環境政策の展開 第4節環境リスクの管理等 第3部環境保全施策の体系 第1章環境問題の各分野に係る施策 第4節水環境、土壤環境、海洋環境、大気環境の保全に関する取組及び第5節包括的な化学物質対策に関する取組</p>				
測定指標	基準値 基準年度	目標値 目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	達成
1 土壤汚染対策法第6条に規定する要措置区域における措置の実施率(%) (成果実績=措置実施区域数／要措置区域数)	-	100 -	R3年度 R4年度 R5年度 R6年度 R7年度 R8年度 R9年度 100 100 100 100 100 100 - 96.4 96.3 - - - - -	土壤汚染対策法では、土壤汚染がある土地を健康被害のおそれの有無に応じて区域指定しており、土壤汚染による健康被害のおそれがある土地は、要措置区域として指定されることになる。このため、要措置区域において汚染の除去等の措置が講じられることが、土壤汚染による健康被害の防止という観点から重要であり、要措置区域における汚染の除去等の措置を実施し区域指定を解除された区域の実施率を指標として選定した。	
2 ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率(%)	-	100 -	R3年度 R4年度 R5年度 R6年度 R7年度 R8年度 R9年度 100 100 100 100 100 100 - 100 100 100 - - - -	ダイオキシン類対策特別措置法では、汚染が確認されたところであって、人が立ち入ることができる地域を都道府県知事が指定し、対策事業を実施することになる。このため、ダイオキシン類土壤汚染対策地域の対策完了率は、対策の進捗状況を示すのに適した数値であるため、測定指標として設定した。	

評価結果	目標達成が出来なかつた要因、その他施策の課題等	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 【測定指標】
学識経験を有する者の知見の活用	SDGs目標との関係	【主な目標】 【副次的効果が期待される目標】
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報		